

## 愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定（案）

（趣旨）

**第1条** 別表の構成市の欄に掲げる市（以下「西尾張九市」という。）のいずれかの市において大規模な災害が発生し、被災した市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張九市として被災した市（以下「被災市」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

**第2条** 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

**第3条** 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

（応援の実施）

**第4条** 応援を要請された市は、できるだけ被災市の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

**2** 前項の規定にかかわらず、被災市に甚大な災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合は、被災市の状況把握に努め、応援が必要と認めるときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

**第5条** 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担をするものとする。

(損害賠償等)

**第6条** 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

**2** 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

**第7条** 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張九市は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張九市災害対応連絡協議会)

**第8条** 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張九市災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

**第9条** 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

**第10条** 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

**第11条** この協定は、西尾張九市が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

**第12条** この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張九市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、各市長署名のうえ各1通を保有する。

平成28年7月7日

愛知県一宮市  
一宮市長

愛知県津島市  
津島市長

愛知県犬山市  
犬山市長

愛知県江南市  
江南市長

愛知県稲沢市  
稲沢市長

愛知県岩倉市  
岩倉市長

愛知県愛西市  
愛西市長

愛知県弥富市  
弥富市長

愛知県あま市  
あま市長

別表（第1条、第9条関係）

構成市	担当部署
一宮市	総務部 行政課危機管理室
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課

（市制施行順）